

議案第 102 号

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 3 日

つくば市長 五 嵐 立 青

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例

つくば市体育施設条例（平成 3 年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 、 2 及び 3 の表中「820円」を「830円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「2,460円」を「2,510円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「300円」を「310円」に改め、「得た額」の次に「（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第 2 の 5 の表中「300円」を「310円」に改める。

別表第 2 の 8 及び 9 の表中「520円」を「530円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第 2 の 10 の表中「1,040円」を「1,060円」に、「420円」を「430円」に改める。

別表第 2 の 11 の表中「1,570円」を「1,600円」に、「420円」を「430円」に、「1,040円」を「1,060円」に改める。

別表第2の12及び13の表中「1,040円」を「1,060円」に、「420円」を「430円」に改める。

別表第2の14の表中「1,540円」を「1,570円」に、「770円」を「780円」に改める。

別表第2の15の表中「300円」を「310円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後のつくば市体育施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の施設等の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## つくば市体育施設条例（平成3年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則 (略)			本則・附則 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第6条関係)			別表第2 (第6条関係)		
1 筑波総合体育館			1 筑波総合体育館		
施設名	使用単位	使用料	施設名	使用単位	使用料
主競技場	1時間	アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>830円</u>	主競技場	1時間	アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>820円</u>
		アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>1,670円</u>			アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>1,640円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>2,510円</u>			アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>2,460円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>8,380円</u>			アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>8,220円</u>
柔剣道場	1時間	310円	柔剣道場	1時間	300円
シャワー	1人	100円	シャワー	1人	100円
備考			備考		
1 主競技場の床面積の2分の1を使用する場合の使用料は、この表の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。			1 主競技場の床面積の2分の1を使用する場合の使用料は、この表の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。		
2-4 (略)			2-4 (略)		
2 谷田部総合体育館			2 谷田部総合体育館		
施設名	使用単位	使用料	施設名	使用単位	使用料

主競技場	1 時間	アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>830円</u>
		アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>1,670円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>2,510円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>8,380円</u>
柔剣道場	1 時間	<u>310円</u>
卓球場	1 時間	<u>310円</u>
トレーニングルーム	1 時間	1人につき 50円
弓道場	1 時間	1人につき 50円
会議室	1 時間	<u>310円</u>
シャワー	1人	100円
備考		
1 主競技場の床面積の2分の1を使用する場合の使用料は、この表の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。		
2-4 (略)		
3 桜総合体育館		
主競技場	1 時間	アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>820円</u>
		アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>1,640円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>2,460円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>8,220円</u>
柔剣道場	1 時間	<u>300円</u>
卓球場	1 時間	<u>300円</u>
トレーニングルーム	1 時間	1人につき 50円
弓道場	1 時間	1人につき 50円
会議室	1 時間	<u>300円</u>
シャワー	1人	100円
備考		
1 主競技場の床面積の2分の1を使用する場合の使用料は、この表の額に2分の1を乗じて得た額とする。		
2-4 (略)		

施設名	使用単位	使用料
主競技場	1 時間	アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収しないとき。 <u>820円</u>
		アマチュアスポーツを目的として使用する場合であって入場料を徴収するとき。 <u>1,640円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合

		であって入場料を徴収しないとき。 <u>2,510円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合 であって入場料を徴収するとき。 <u>8,380円</u>
柔剣道場	1 時間	<u>310円</u>
卓球場	1 時間	<u>310円</u>
トレーニングルーム	1 時間	1人につき 50円
会議室	1 時間	<u>310円</u>
シャワー	1 人	100円

#### 備考

1 主競技場の床面積の2分の1を使用する場合の使用料は、この表の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2-4 (略)

4 (略)

5 東光台体育館

施設名	使用単位	使用料
主競技場	1 時間	<u>410円</u>
会議室（大）	1 時間	<u>310円</u>
会議室（小）	1 時間	150円
シャワー	1 人	100円

備考 (略)

6-7 (略)

8 豊里テニスコート

時間区分	午前9時から	午前11時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から
使用単位	午前11時まで	午後1時まで	午後3時まで	午後5時まで	午後7時まで

		であって入場料を徴収しないとき。 <u>2,460円</u>
		アマチュアスポーツ以外の目的として使用する場合 であって入場料を徴収するとき。 <u>8,220円</u>
柔剣道場	1 時間	<u>300円</u>
卓球場	1 時間	<u>300円</u>
トレーニングルーム	1 時間	1人につき 50円
会議室	1 時間	<u>300円</u>
シャワー	1 人	100円

#### 備考

1 主競技場の床面積の2分の1を使用する場合の使用料は、この表の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2-4 (略)

4 (略)

5 東光台体育館

施設名	使用単位	使用料
主競技場	1 時間	<u>410円</u>
会議室（大）	1 時間	<u>300円</u>
会議室（小）	1 時間	150円
シャワー	1 人	100円

備考 (略)

6-7 (略)

8 豊里テニスコート

時間区分	午前9時から	午前11時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から
使用単位	午前11時まで	午後1時まで	午後3時まで	午後5時まで	午後7時まで

1面につき 530円 530円 530円 530円 530円 530円

## 備考

- 1 (略)  
2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき260円の超過使用料を徴収する。

## 9 谷田部テニスコート

時間区分	午前 9 時から	午前11時から	午後 1 時から	午後 3 時から	午後 5 時から	午後 7 時から
使用単位	午前11時まで	午後 1 時まで	午後 3 時まで	午後 5 時まで	午後 7 時まで	午後 9 時まで
1面につき	530円	530円	530円	530円	530円	530円

## 備考

- 1 (略)
  - 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき260円の超過使用料を徴収する。
  - 3 (略)

10 吉沼野球場

時間区分	日の出から午前8時まで	午前8時30分から午前11時まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時30分から午後5時まで
使用料	1,060円	1,060円	1,060円	1,060円

## 備考

- 1 (略)  
2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき430円の超過使用料を徴収する。

11 谷田部野球場

時間区分	日の出から	午前8時30分	午前11時30分	午後2時30分	午後6時30分
	午前8時まで	から午前11時まで	から午後2時まで	から午後5時まで	から午後9時まで

1面につき 520円 520円 520円 520円 520円

備考

- 1 (略)  
2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき250円の超過使用料を徴収する。

## 9 谷田部テニスコート

時間区分	午前 9 時から	午前11時から	午後 1 時から	午後 3 時から	午後 5 時から	午後 7 時から
使用単位	午前11時まで	午後 1 時まで	午後 3 時まで	午後 5 時まで	午後 7 時まで	午後 9 時まで
1面につき	520円	520円	520円	520円	520円	520円

備考

- 1 (略)
  - 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき250円の超過使用料を徴収する。
  - 3 (略)

## 10 吉沼野球場

時間区分	日の出から午前8時まで	午前8時30分から午前11時まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時30分から午後5時まで
使用料	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円

## 備考

- 1 (略)  
2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき 420 円の超過使用料を徴収する。

## 11 谷田部野球場

時間区分	日の出から 午前 8 時まで	午前 8 時 30 分 から午前 11 時 まで	午前 11 時 30 分 から午後 2 時 まで	午後 2 時 30 分 から午後 5 時 まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 まで
------	-------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

主競技場使用料	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
シャワー使用料	1人につき100円				

備考

- 1 (略)
- 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき430円の超過使用料を徴収する。
- 3 夜間照明の使用料は、点灯時間30分ごとに1,060円とする。

12 豊里多目的広場（野球場）

時間区分	日の出から午前8時まで	午前8時30分から午前11時まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時30分から午後5時まで
使用料	<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき430円の超過使用料を徴収する。

13 高見原ソフトボール場

時間区分	日の出から午前8時まで	午前8時30分から午前11時まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時30分から午後5時まで
使用料	<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,060円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき430円の超過使用料を徴収する。

14 高崎サッカー場

時間区分	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------

主競技場使用料	1,570円	1,570円	1,570円	1,570円	1,570円
シャワー使用料	1人につき100円				

備考

- 1 (略)
- 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき420円の超過使用料を徴収する。
- 3 夜間照明の使用料は、点灯時間30分ごとに1,040円とする。

12 豊里多目的広場（野球場）

時間区分	日の出から午前8時まで	午前8時30分から午前11時まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時30分から午後5時まで
使用料	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき420円の超過使用料を徴収する。

13 高見原ソフトボール場

時間区分	日の出から午前8時まで	午前8時30分から午前11時まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時30分から午後5時まで
使用料	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき420円の超過使用料を徴収する。

14 高崎サッカー場

時間区分	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------

使用料	1,570円	1,570円	1,570円	1,570円	1,570円
-----	--------	--------	--------	--------	--------

備考

1 (略)

2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき780円の超過使用料を徴収する。

15 豊里柔剣道場

使用料	1 時間につき 310円
-----	--------------

備考 (略)

使用料	1,540円	1,540円	1,540円	1,540円	1,540円
-----	--------	--------	--------	--------	--------

備考

1 (略)

2 使用単位の時間を超えて使用する場合には、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき770円の超過使用料を徴収する。

15 豊里柔剣道場

使用料	1 時間につき 300円
-----	--------------

備考 (略)